

コーポレートガバナンスの強化について

「社会に貢献できる企業」「皆さまからより信頼される企業」を目指して。
さらなる経営の公平性・透明性の実現に取り組んでいます。

法令等遵守の態勢

オリックスグループの法令遵守態勢

■ コンプライアンス基本方針

オリックスグループは、グループ企業理念を実現するためには、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底がオリックスグループの経営の基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

「EC21」*では、「企業理念」を踏まえて、「オリックスグループが目指す企業像」を明確化し、これを実践するための「企業行動規範」、「役職員行動規範」および「役職員倫理規定」を定めています。

*P3ご参照

1. 企業行動規範

「オリックスグループが目指す企業像」(誇り・信頼・尊敬)の精神を受けて、オリックスグループがこれからも長期的に誤りのないように、企業としての行動の規範を具体的にまとめたのが、企業行動規範です。

2. 役職員行動規範

役職員一人ひとりが、「オリックスグループが目指す企業像」に向かって日々行動するための判断基準として示したのが、役職員行動規範です。

3. 役職員倫理規定

役職員が業務を遂行する上で遵守すべき原則を定めたものが、役職員倫理規定です。

役職員倫理規定

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1. お客さまへの適切な対応 | 5. 人権の尊重とハラスメント禁止 |
| 2. 会社財産、企業価値および他者の知的財産の保護 | 6. 社会貢献と環境保護 |
| 3. 法令などの遵守 | 7. 安全な職場環境の確保と事業継続 |
| 4. 違法または反倫理的取引の禁止 | 8. 違法または倫理に反する行為の報告 |

オリックス生命の法令遵守態勢

1 コンプライアンス基本方針

当社は、生命保険会社としての社会的責任、公共性を常に認識し、自律的で健全な業務運営に努め、お客さまをはじめ社会の皆さまからの信頼を確立するため、コンプライアンス基本方針を以下のように定めています。

コンプライアンス基本方針(概要)

1. 当社は次の各号の行動を実践することを「コンプライアンス」と定義します。
 - (1) 法令等(法規範)を遵守した行動
 - (2) 社内の規定を遵守した行動
 - (3) 社会一般の倫理、常識および規範に則した行動
 - (4) 「オリックスグループ企業理念」および、オリックスグループが目指す企業像、企業行動規範、役員行動規範にかなった行動
2. 取締役・監査役・執行役員は、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底が当社の経営基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。
3. 役員等は、本方針に基づきコンプライアンスに関する基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規則」を遵守し、コンプライアンスを理解のうえ、誠実にコンプライアンスの実践に努めます。
4. 経営会議は、コンプライアンス上の課題を組織として把握・共有し、適切な措置・方策を講じるための態勢を整備します。

2 コンプライアンス態勢の整備

当社は「コンプライアンス基本方針」や「コンプライアンス基本規則」に基づきコンプライアンスに係る取締役会等の役割を定め、社長が任命するコンプライアンス・オフィサーを委員長としたコンプライアンス委員会を設けている他、全社的なコンプライアンスを推進・統括する組織としてコンプライアンス部を設けています。また、各部門長(部長・支社長等)をその部門のコンプライアンス責任者としコンプライアンスの実践、浸透を図っています。

さらに、事業年度ごとに「コンプライアンス年間基本計画」を策定し、年間基本方針・組織体制・重点施策等を定め活動を行っています。その活動結果は取締役会へ報告され、経営陣による評価・監督が実施されています。

3 具体的な取組みについて

① コンプライアンス・マニュアル等の作成

全役職員が遵守すべき法令等を解説し、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成のうえ役員に公開しています。また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「募集コンプライアンス・マニュアル」を作成し、配布しています。

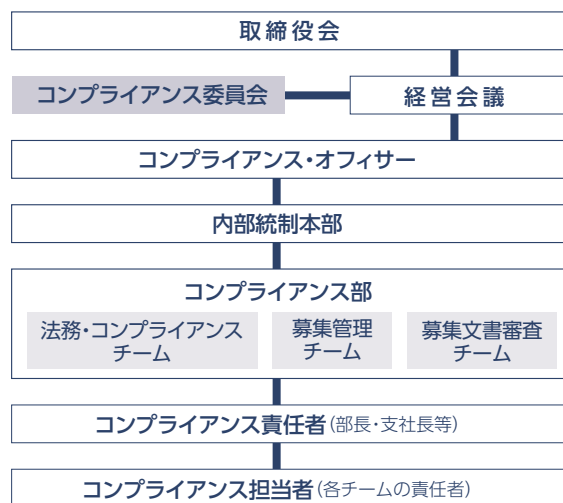
② コンプライアンス・ホットラインの設置

日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から疑問もしくは問題と思われる行為が見受けられた場合には、報告・相談窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、当社に勤務している者は誰でも直接報告・相談できる態勢を構築しています。なお、報告・相談については匿名によるものも受け付けています。

③ コンプライアンス実践活動

「コンプライアンス年間基本計画」に基づき、事業年度ごとに前年度の振り返りやリスク分析等を十分検証したうえで実践活動計画を策定し、PDCAサイクルのさらなる強化を図り、コンプライアンス推進活動の実効性を高めています。

■ コンプライアンス態勢図



内部統制

当社は、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することにより企業価値の向上を目指しています。

当社の株主であるオリックス株式会社がニューヨーク証券取引所に上場していることから、米国企業改革法(サーベンス・オクスレー法)に基づき、財務報告に関する

内部統制評価を実施しています。

また、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本規則」にて具体的な内部統制態勢を定めています。

監査態勢

内部管理態勢等の適切性・有効性を、監査部が独立した立場で客観的な評価を与えるとともに、改善提案などを通じて当社の企業目的や経営目標の達成を支援します。監査部は、営業拠点や本社管理部門等すべての部門を対象にした内部監査において、法令等遵守態勢、

保険金等支払態勢、苦情管理態勢、システム管理態勢など経営活動に伴うさまざまなリスクのコントロール状況を検証し、経営陣に報告しています。

また、会計監査人(監査法人)による外部監査により財務報告の正確性やIT全般の統制等を検証しています。

リスク管理の態勢

オリックス生命のリスク管理態勢

高齢社会の進行、医療技術の進歩、金融市場の変動など、生命保険会社を取巻く事業環境は常に変化し、抱えるリスクも複雑・多様化しています。当社はお客さまをはじめ、当社に関わるすべての関係者に安心と満足をもたらし、信頼される健全な経営を継続していくため、全社的に堅固なリスク管理の実践が経営の重要な課題であると認識しています。

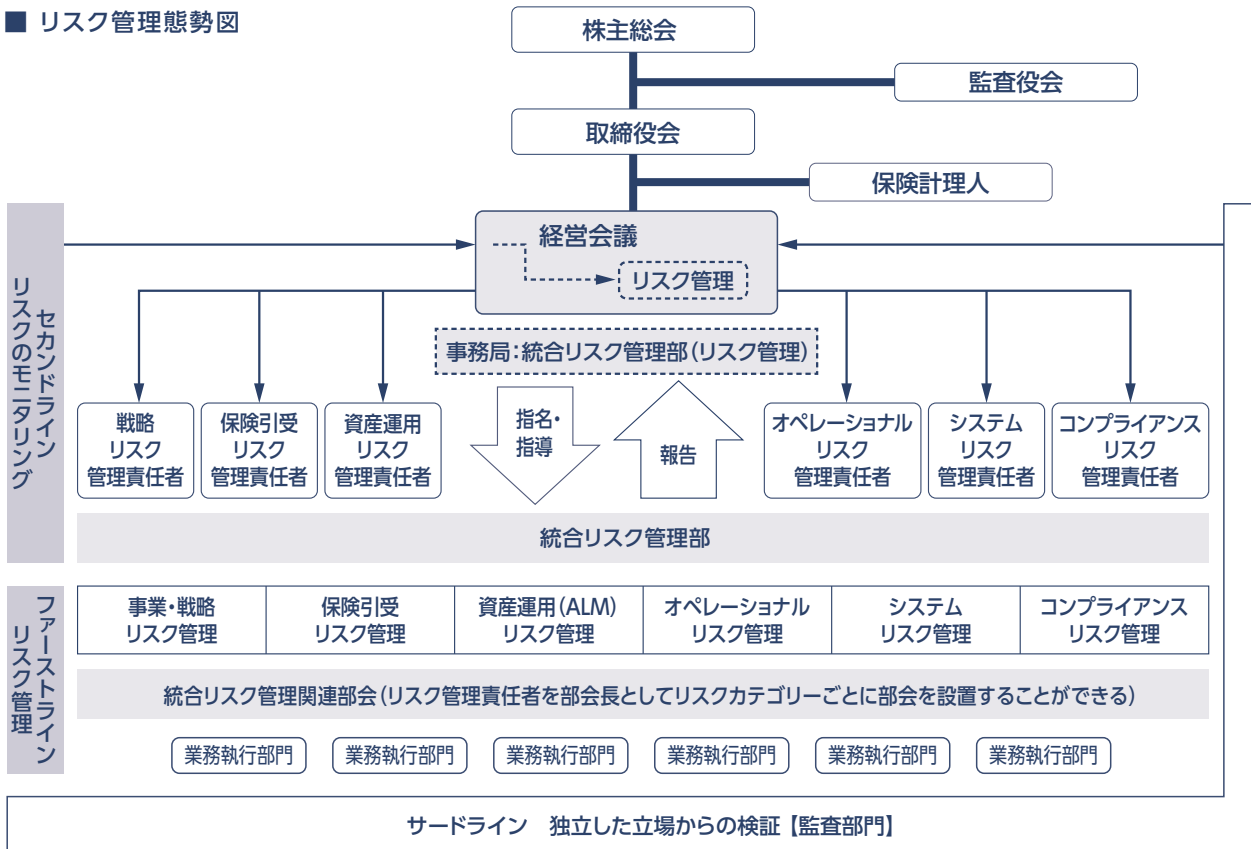
当社におけるリスク管理は予期しない損失の発生を回避することだけを目的にしているだけではなく、事業戦略を計画する際に「チャンス（収益機会）」と「リスク（損失発生）」の両方の視点から、適切な均衡が図れるよう全社的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

■リスク管理方針および経営会議（リスク管理）

当社では、リスクの取りすぎを抑制する側面とリスクを積極的に取っていく側面の両面から広くリスクを捉え、効率的で実効性のあるリスク管理を行い、経営の健全性を確保していくために「リスク管理方針」を定め、当社のリスクに対する基本事項を明確にしています。

数多くあるリスクを横断的に、また、多くの部門を組織横断的にリスクを管理し、全社的なリスク管理の確実な遂行により適切な意思決定に結び付けていくため、経営会議内でリスク管理に特化した議論を行う機会を設けています。

■ リスク管理態勢図



想定しているリスク

当社では、管理すべきリスクを事業の目的に影響を与える可能性のあるすべてのリスクとし、運営に当たっては、リスクを大きく7つの種類に分類し、それぞれに執行役員のリスク管理責任者を置きリスク管理を行っています。

1 事業環境・戦略リスク

① 事業環境リスク

事業全体の目的や戦略を推進する原動力となる基礎的な要素に大きな変化をもたらす可能性のある外部環境により当社の計画に影響を与えるリスク。

② 戦略リスク

事業の成功と収益性の不確実性の高い重要な投資のリスク。事業戦略上の決定、あるいは決定事項の実施過程において、当社の収益等に影響を与えるリスク。

2 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動する事により当社の収益等に影響を与えるリスク。

3 資産運用リスク

資産の運用等に関するリスクにあつて、保有する有価証券等、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し当社の収益等に影響を与えるリスク。

主として下記の要因によるもの。

- ① 市場リスク
- ② 信用リスク
- ③ 不動産投資リスク
- ④ 流動性リスク
- ⑤ 特別勘定リスク

4 オペレーショナル・リスク

不適切な業務手続等内部の要因、または外部の要因から引き起こされ直接的・間接的に当社に影響を与えるリスク。例えば、保険契約事務において全役職員ならびにその他社内関係者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等が発生することにより当社が損失を被るリスク。

5 システムリスク

システムの選定、開発、管理等に適切性を欠き、最適とはいえないシステムの使用、またシステムの中断や誤作動、システム上の不備などに伴い当社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当社が損失を被るリスク。

6 コンプライアンスリスク

当社の定める「コンプライアンス基本方針」に定義する、

- ① 法令等（法規範）を遵守した行動
- ② 社内の規定を遵守した行動
- ③ 社会一般の倫理、常識および規範に則した行動
- ④ 「オリックスグループ企業理念」および、オリックスグループが目指す企業像、企業行動規範、役職員行動規範にかなった行動

等が遵守されず、お客さまをはじめ当社に係わるすべての関係者にご迷惑やご心配をかけることにより、当社が信頼・信用の喪失を被るリスク。

7 その他

その他事業の目的および計画の実現に影響を与えるなどすべての領域に関わるリスク。

例：法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、レピュテーションリスク、その他危機管理（自然災害、テロ・戦争、事故、風評、対企業犯罪、営業・人事・労務上のトラブル他）

ストレステストの実施

当社では、過去に発生した事象を組込んだストレス・シナリオのみならず、蓋然性のあるストレス・シナリオ（将来の不利益が生じる仮想のストレス・シナリオ）を想定し、その影響を評価、分析するストレステストの実施を心がけています。

仮想のストレス・シナリオの設定には、複数の要素が

同時に変動するシナリオ、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるようなシナリオ、保有する資産の流動性低下等のシナリオのほか、保険商品の特性、再保険などのカウンターパーティー・リスクについても考慮するよう取り組んでいます。

第三分野保険のストレステスト

- 保険業法第二百一十一条第一項第一号^(※1)の確認(第三分野保険^(※2)に係るものに限る。)の合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることについて、次のように確認しています。

死亡保険等に比べて長期的な不確実性を有する、第三分野保険の保険事故発生率に対して、責任準備金の十分な積立水準の確保を確認するため、平成10年大蔵省告示第231号に基づきストレステスト^(※3)を実施しました。

(※1)「保険業法第二百一十一条第一項第一号」の内容：保険計理人は、毎決算期において保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

(※2)第三分野保険：医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険種類。

(※3)ストレステスト：商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するテスト。

その結果、ストレステストによる危険準備金^(※4)の積み立てはなく、また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テスト^(※5)の対象となる保険契約の区分はありませんでした。

なお、ストレステストで使用した保険事故発生率は、将来10年間の保険金等の増加を十分にカバーする水準であり、過去の保険事故発生率の実績等に基づいて適切に設定されていることを確認しています。上記の合理性および妥当性については保険計理人が確認し、その結果を取締役会に報告しています。

(※4)危険準備金：保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備える準備金。貸借対照表上は負債である「責任準備金」に含まれる。

(※5)負債十分性テスト：ストレステストの結果により、予め設定した予定事故発生率が通常の予測の範囲内のリスクに対応できないおそれがある場合、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないかを確認するテスト。

情報システムに関する状況

1 お客さま満足度向上のための取組み

シンプルで分かりやすい保険商品をご提供し続け、多様化するお客さまのニーズにもお応えし、満足度向上を達成するため、最新のITを活用した安全で高品質なサービスの提供に努めています。また、人工知能^(※1)の研究や情報分析基盤の活用によるデータ分析の高度化等、最新のIT技術動向の研究や実用化に向けて、中長期視点でのIT戦略を立案し、たゆまぬ努力を続けています。

2 システム投資ガバナンスの強化

一方で、システム投資案件の事前評価からシステム稼働後のモニタリングまで、投資プロセス全体のガバナンス強化と透明性の確保にも努めています。

また、合併したハートフォード生命のシステム開発プロセスも活用し、機動的かつ効率的なシステム開発態勢を構築しています。

3 事業継続計画への対応

お客さまの契約を安心・安全にお守りし、より安全性・信頼性を向上させるため、2015年1月に保険金のお支払い等、基幹システムで利用しているホストコンピュータを刷新致しました。引き続き、大規模災害等の発生時にも、保険金・給付金のお支払いが支障なく継続できるように、盤石なバックアップデータセンターを構築するなど、事業継続計画に沿ったシステム投資を的確に行い、お客さまに安心してご利用いただける生命保険会社の礎を築いていきます。

4 情報セキュリティ強化

日々高度化・巧妙化する攻撃等から、お客さまよりお預かりしている情報を保護するため、情報セキュリティ強化を推進する専門組織を立上げ、継続的なリスク評価、リスク低減策の立案、実施を経営陣主導で行っています。

① 社内情報セキュリティ教育の継続的実施

組織全体の情報セキュリティの意識維持・向上を目的に、eラーニング等を活用した、新規着任者教育、定期教育を計画・実施しています。また、危機管理訓練の一環として実施している標的型メール訓練などを通して、役職員等の危機意識を高めています。

② 情報管理の徹底

情報の重要度に応じた必要な取扱いルールを定め、高セキュリティエリアや施錠可能なキャビネット内への保管、録画設備導入、外部記録媒体への書込制限、必要最小限のアクセス制限などによるリスク低減策を実施しています。

③ 不審な点を迅速に検知する仕組みを導入

重要な情報の取扱いログなどを集約・分析し、インシデントの予兆を迅速に検知することを可能にする仕組みであるSIEM^(※2)を導入しています。

④ セキュリティオペレーションセンター(SOC)の設置

社外のセキュリティ動向など最新の脅威情報を収集し、事前のリスク低減策の立案支援するとともに、SIEM検知情報、社内からの電話・メールによるインシデントなどの情報を一元的に受付・集約し、迅速・的確な初動対応を可能にしています。また、今後は社内の監視態勢を強化するとともに、その範囲を代理店や募集人にまで広げ、安全性を監視してまいります。

*1 人工知能(AI)とは、コンピュータなどで人工的に人間と同様の知能を実現させようという試み、或いはそのための一連の基礎技術を指すもので、IBMのワトソンなどが有名。

*2 Security Information and Event Management

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、生命保険会社に対する公共の信頼を維持し、生命保険会社の業務の適切性および健全性を確保し、社会に貢献していくため、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定めています。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体をあげて対応する。
2. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察など外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応できるよう努める。
3. 反社会的勢力との取引を含めた関係を一切遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
4. 反社会的勢力からの不当要求には、一切応じず、毅然として法的対応を行う。
5. 反社会的勢力との資金提供や裏取引は絶対に行わない。
6. 反社会的勢力の不当要求に対応する役員等々の安全を確保する。

利益相反管理態勢について

利益相反管理態勢について

当社は、お客さま保護の観点から、お客さまと当社および当社のグループ会社との間の取引で、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反管理に関して以下のとおり管理方針を定め、適切に管理しています。

利益相反管理方針(概要)

1 「利益相反」のおそれがある取引

「利益相反」とは、当社または当社のグループ会社とお客さまの間において利益が相反する状況をいいます。当社では保険関連業務において、以下の①または②に該当するものを利益相反のおそれがある取引として管理の対象とします。

- ① お客さまの不利益のもと、当社または当社のグループ会社が不当に利益を得ている可能性があること
- ② 当社または当社のグループ会社が、お客さまの情報を不適切に利用して、不当に利益を得ている可能性があること

当社では、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、内部統制本部長が利益相反管理統括責任者となり、営業部門・資産運用部門から独立した利益相反管理統括部門(コンプライアンス部)からの情報および個別・具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

2 利益相反として特定する取引とその類型

当社は、利益相反のおそれがある取引を、以下の第1～第4類型の観点から検討を行い、個別・具体的な事情に応じて特定します。

これに、「グループ会社との取引」を加えて、管理の対象となる取引(以下、「対象取引」という)を以下のとおり5つに類型化します。

- 第1類型**：お客さまの利益保護を図る義務に違反または違反するおそれのある取引
- 第2類型**：行為規制等の違反または違反するおそれのある取引
- 第3類型**：情報の不適切な利用による取引
- 第4類型**：お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を助長するもの
- 第5類型**：グループ会社との取引(アームズ・レングス・ルールの適用)

3 利益相反管理態勢

利益相反取引の管理を適正に遂行するため、利益相反管理統括部門を定め、利益相反に関する当社およびグループ会社の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、当社は定期的に管理態勢を検証し、必要に応じて見直しを行います。

4 対象取引の管理方法

対象取引の管理方法として、各類型において、それぞれの特性や程度等に応じ、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択することにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、周知・徹底します。

- (1) 対象取引の中止
- (2) 対象取引の条件または方法の変更
- (3) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (4) お客様への利益相反状況の開示
- (5) その他の対応（業法や各規則に則ってすでに整備されている内部管理態勢を厳格に運用することを含みます）

勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に配慮すべき事項を以下のとおりまとめ、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう努めています。

オリックス生命保険株式会社 勧誘方針

I. 基本方針

1. お客様の意思や経営上のご要望等を尊重し、お客様本位の適切かつ適正な勧誘を行います。
2. 法令・ルールを遵守し、社会良識に従った公正・公平な勧誘を行います。
3. よりきめ細かく質の高いサービスを提供してお客様から信頼されるよう、生命保険に関する専門知識の拡充に努めます。

II. 適切な勧誘

1. 具体的な勧誘活動に際しては、方法・場所・時間帯等について、お客様の立場に立ち、ご迷惑をおかけしないよう心掛けます。
2. 勧誘に際し、お客様に対して威迫したり困惑させるような行動はいたしません。また、不安感や不快感を与えるような勧誘もいたしません。
3. 生命保険の加入に際しては、お客様に告知義務があること、そしてこの義務に違反したときには生命保険契約が解除されることを説明し、正しい告知が漏れなく得られるように努めます。

III. 最適な商品の提供に向けたコンサルティング

1. お客様の生命保険に関する知識、生命保険ご加入の経験、財産の状況、収入・収益状況等にも十分配慮し、お客様のご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 未成年者を被保険者とする生命保険契約については、会社が定める適正な保険金額に基づき、適切に募集するよう努めます。
3. 外貨建ての保険、変額保険、投資信託等のように、市場リスクを伴う商品をお勧めする場合には、お客様の投資経験等にも配慮するとともに、商品の特性・リスク内容等についてご理解いただけるよう、十分な説明を行います。

IV. 募集資料の取扱い

募集資料の取扱いについては、法令および会社の規定に従った適正なものを使用します。

V. 誤解の防止

お客様に誤解を与えないよう、生命保険とその他の商品を明確に区別して取り扱います。

VI. 重要事項についての説明

商品の仕組みや特徴等、お客様の判断に影響を与えるような重要事項の説明に際しては、販売・勧誘形態に応じた方法により、内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

VII. お客様に関する情報の保護

業務上知り得たお客様に関する情報については、当社の定めるプライバシーポリシーに従って、厳重な管理を行い、プライバシー保護および公正な取引の確保に細心の注意を払います。

VIII. コンプライアンスの重視

お客様に対して適切な勧誘・販売活動等をしていくため、会社全体でコンプライアンス（法令等の遵守）に取り組み、各種研修等を通じてコンプライアンス態勢の維持・向上に努めます。

IX. 相談窓口

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の生命保険商品の販売等に反映して参りますので、保険の諸手続きは勿論のこと、ご意見・ご質問、その他苦情等がありましたら、当社担当者あるいはお客様相談窓口までご連絡ください。

お客様相談窓口



0120-227-780

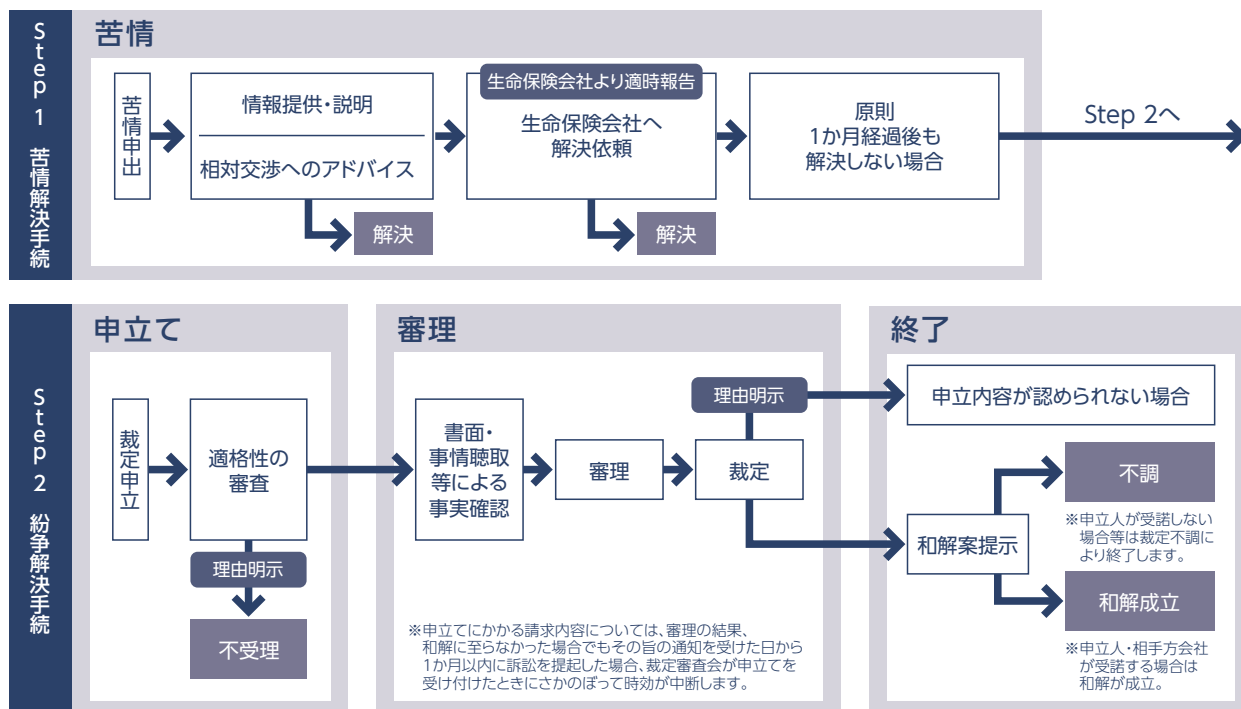
受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00
（土日・祝日・年末年始休み）

金融ADR制度への対応

当社は、金融ADR制度開始にともない、生命保険業務に係る指定ADR機関（指定紛争解決機関）である一般社団法人 生命保険協会との間で「手続実施基本契約」を締結しています。

この手続は、お客さまが一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」、および全国各地に設置された「連絡所」に、電話・文書（電子メール・FAX不可）・来訪等で、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情の申し出を行うことから始まります。

「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたときから原則として1か月を経過しても解決しない場合は、生命保険相談所内の「裁定審査会」に申立てすることができます。



個人情報保護について

取組態勢

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に關する法律、およびそれに関連する諸法令やガイドライン等を遵守すべく、社内諸規程・組織の整備、従業員向けの社内啓蒙等を実施し、個人情報の適正な取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

個人情報を含む書類等の廃棄方法は、シュレッダーによる裁断または溶解処理による廃棄を徹底しています。

代理店に対しては、「代理店業務検査」において個人情報保護の取組方法を確認しており、また適宜、個人情報を取り扱うにあたり、安全管理措置を講じる必要があることを指導しています。また、当社ウェブサイト等に「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報保護に関する当社の考え方、取組姿勢等を宣言しています。

情報セキュリティ部会の役割

情報管理の基本的事項を「情報管理基本規則」「情報セキュリティ諸規則」および「情報システム諸規則」等に定め、情報管理の継続的な態勢整備を行っています。

個人情報保護対策をはじめとする情報セキュリティについての具体的な社内活動の推進組織として、「コンプライアンス委員会」の下部組織に「情報セキュリティ部会」を設置しています。「情報セキュリティ部会」は主に以下の業務を活動方針として定期的に開催しています。

なお「情報セキュリティ部会」の活動状況は「コンプライアンス委員会」で報告・審議され経営会議に報告されています。

- ① 情報セキュリティに関する規程整備のための討議
- ② 社内の啓蒙
- ③ 定期的モニタリング
- ④ 情報セキュリティに有効な施策の実施

定期的なモニタリング等

個人情報の紛失、漏えい、不正なアクセス等に対する安全対策として、「コンプライアンス委員会」の下部組織である「情報セキュリティ部会」を通じて、全社的・定期的なモニタリングを実施する等、個人情報保護に全社をあげて取り組んでいます。

外部委託先の管理

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、委託先での安全な委託業務遂行・確保のため、情報セキュリティに関する適切な規則の制定の有無や従業者研修の定期的な実施の有無等、客観的な選定基準を設けて委託先としての適格性を審査しています。さらに、秘密保持義務事項を定めた委託契約等の締結を必須としています。また、定期的な立入検査報告体制の整備や委託契約終了時の書類の廃棄・返却等、管理の強化に努めています。

問合せ窓口の設置

保険にご加入いただいているお客様の個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せに関する専門窓口として「個人情報問合せ窓口」を設置しており、「プライバシーポリシー」に明記したウェブサイト等でご案内しています。

個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

オリックス生命のプライバシーポリシー

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客様の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客様ご本人の同意をいただいたうえで行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客様の個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客様の個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客様の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客様から個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客様ご本人であることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。

問合せ窓口 個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っています。

オリックス生命保険株式会社
個人情報問合せ窓口



0120-227-780

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始休み)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

1 法令により個人情報の利用目的が限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。

2 再保険における個人情報の取扱いについて

当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。

再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

3 団体保険における個人情報の取扱いについて

当社団体保険にご加入いただいているお客さまの個人情報につきましては、保険契約者(団体)さまよりご提供いただいています。

当社が取得した個人情報は、ご加入の各保険種類に応じて次の目的の範囲内で利用します。

1. 総合福祉団体定期保険および団体信用生命保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- その他保険に関連・付随する業務

2. 団体定期保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 当社・グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※団体定期保険のうち、福利厚生制度に基づき会社等が保険料を負担しご加入されている場合の利用目的は前記1.となります。

また、当社が取得した個人情報は、保険契約者さまの他、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供しています。なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き同様のお取扱いをさせていただきます。

引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

■ お問合せ先 (一社)生命保険協会 生命保険相談室

電話番号 **03-3286-2648** 受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始休み)

住 所 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまの個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)の保護の重要性に鑑み、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の諸法令等を遵守し、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下のとおり方針を定めます。

- (1) 当社は、法定の個人番号関係事務の範囲内で特定個人情報等を適切に取り扱います。
- (2) 当社は、特定個人情報等の適切な収集、利用、提供、保管および廃棄を行うとともに、これらに関する事項を定めた社内規程等を策定し、遵守します。
- (3) 当社は、特定個人情報等を取り扱う者に対する教育、

研修、監査等を実施します。

- (4) 当社は、特定個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- (5) 当社は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損を防止するための安全管理措置を講じます。また、万一漏えい等が発生した場合には、事案に応じて、速やかな是正措置を実施します。
- (6) 当社は、特定個人情報等に関するご本人からの苦情およびご相談に適切かつ迅速に対応します。ご本人からのお問合せは、下記窓口にて承ります。
- (7) 当社は、特定個人情報等の管理の仕組みを継続的に見直し、改善します。

オリックス生命保険株式会社
特定個人情報問合せ窓口



0120-227-780

受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始休み)